

総社市告示第93号

総社市口座振替収納事務取扱要綱（平成17年総社市告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和8年9月25日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削る。

改正後	改正前
（口座振替の内容変更） <u>第11条</u> 略 （口座振替の廃止） <u>第12条</u> 略 （口座振替の停止等） <u>第13条</u> 略 （取扱継続期間） <u>第14条</u> 略 （様式の管理） <u>第15条</u> 略 （その他） <u>第16条</u> 略	（振替不能の取扱い） <u>第11条</u> 市長は、取扱金融機関から口座振替不能の通知を受けたときは、当該納入義務者に口座振替不能通知書を送付するものとする。 （口座振替収納済通知書の送付） <u>第12条</u> 市長は、口座振替により公金を収納したものについては当該年度に係る最終の納期到来後に、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料及び浄化槽使用料については各納期後にそれぞれ口座振替収納済通知書により当該納入義務者に収納結果を通知するものとする。 （口座振替の内容変更） <u>第13条</u> 略 （口座振替の廃止） <u>第14条</u> 略 （口座振替の停止等） <u>第15条</u> 略 （取扱継続期間） <u>第16条</u> 略 （様式の管理） <u>第17条</u> 略 （その他） <u>第18条</u> 略

附 則

この告示は、令和9年4月1日から施行する。